



# 宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 1 月 26 日 (木 曜 日) 第 376 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（障がい福祉課）1	頁
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（ “ ” ）1	
○保安林の指定の解除予定……………（自然環境課）1	
○保安林の指定予定の通知（2件）……………（ “ ” ）1	
○保安林の指定解除の予定の通知……………（ “ ” ）2	
○保安林の指定施業要件の変更……………（ “ ” ）2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（2件）……………（ “ ” ）3	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意（2件）……………（水産政策課）3	

○道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課）4	
○道路の供用の開始（2件）……………（ “ ” ）4	
○道路の占用を制限する区域の指定……………（ “ ” ）5	

### 公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………（商工政策課）5	
○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定（3件）……………（農村整備課）5	
○落札者等の公告（2件）……………6	

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出……………6	
○資金管理団体の指定及び異動並びに資金管理団体でなくなった旨の届出……………8	

### 雑 報

○令和4年度行政書士試験の合格者について……………9	
----------------------------	--

## 告 示

### 宮 崎 県 告 示 第 64 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年1月26日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
二葉薬局堤	小林市	薬局	令和5年1月8日

### 宮 崎 県 告 示 第 65 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年1月26日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
ウエダメンタルクリニック	宮 崎 市	精神通院医療	令和5年1月6日
二葉薬局堤	小林市	薬局	令和5年1月8日
訪問ケア・ステーションにじ	宮 崎 市	訪問看護	令和5年1月1日

### 宮 崎 県 告 示 第 66 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年1月26日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷字納間字汐 8-13-1・813-20・815-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 砂防設備用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 宮 崎 県 告 示 第 67 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年1月26日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市須美江町1133-1（次の図に示す部分に限る。）、1131、1132-1
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第68号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字花谷38-82-36

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第69号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除予定保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷宇納間字羽子場 343-4、343-5 (以上2筆国有林)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 砂防設備用地とするため

**宮崎県告示第70号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市・東臼杵郡美郷町(以上1市1町について次の図に示す部分に限る。)

)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

串間市(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東諸県郡国富町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに串間市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第71号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 小林市・えびの市・東臼杵郡美郷町(以上2市1町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐に限る。

小林市・東臼杵郡美郷町(以上1市1町について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第72号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 小林市・えびの市(以上2市について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐に限る。

小林市・えびの市(以上2市について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 えびの市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第73号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和4年11月30日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社 金川水産 代表取締役 金川 淳一 日南市 株式会社 上村水産 代表取締役 上村 央
加入区 の 名 称	日南市第二加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち大堂津支所の地域
区 分	総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの及び総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐるはえ縄漁業を行うもの

**宮崎県告示第74号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和4年12月26日
発起人の住所及び氏名	日南市 春日水産 有限会社 代表取締役 渡邊 和也 日南市 株式会社 向進水産 代表取締役 崎村 教一
加入区 の 名 称	南郷加入区
区 域	南郷漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にひき縄漁業を行うもの、大型定置漁業及び南郷町中村甲の地区の者が行う総トン数10トン未満の漁船を使用して主に磯建網漁業以外の漁業を行うもの

**宮崎県告示第75号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年1月26日から同年2月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	延岡市大野町 770番5地先から同市同町1089番1地先まで	旧	7.0～18.5	400.6
				新	8.7～67.8	400.9

**宮崎県告示第76号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年1月26日から同年2月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
367	県道	中村木崎線	宮崎市大字本郷南方字辻原3968番1地先から同市同大字同字4044番10地先まで	旧	10.4～31.4	540.0
				新	10.4～37.2	540.0

**宮崎県告示第77号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年1月26日から同年2月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町菅原字椎葉内未1449番47地先から同市同町菅原同字未1451番25地先まで	令和5年1月26日

**宮崎県告示第78号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年1月26日から同年2月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
367	県道	中村木崎線	宮崎市大字本郷南方字	令和5年1月26日

辻原3968番  
1地先から  
同市同大字  
同字4044番  
10地先まで

### 宮崎県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年1月26日から同年2月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	西都市大字中尾字的場 529番3から同市同大字同字 532番9まで

#### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

#### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 4 占用の制限の開始の期日

令和5年2月10日

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス桜園店  
延岡市桜園町 133番1 外

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第一福岡ビルS館  
4階

#### 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第一福岡ビルS館  
4階

#### 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年9月17日

#### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,392㎡

#### 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物東側 50台

##### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物東側 11台

##### (3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物東側 50㎡

##### (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内東側 12.18㎡

#### 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

##### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

##### (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 建物敷地東側及び北側

##### (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

#### 8 届出年月日

令和5年1月16日

#### 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

##### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

##### (2) 期間

令和5年1月26日から令和5年5月26日まで

#### 10 意見書の提出先及び期間

##### (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

##### (2) 期間

令和5年1月26日から令和5年5月26日まで

#### 11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、黒沢津土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書

#### 2 縦覧期間

令和5年1月26日から令和5年2月24日まで

3 縦覧場所  
小林市役所

---

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、巢ノ浦土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類  
決定に係る土地改良事業計画書

2 縦覧期間  
令和5年1月26日から令和5年2月24日まで

3 縦覧場所  
小林市役所

---

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、上方土地改良区（えびの市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類  
決定に係る土地改良事業計画書

2 縦覧期間  
令和5年1月26日から令和5年2月24日まで

3 縦覧場所  
えびの市役所

---

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る借入物品及び数量  
コンピュータ教室用端末等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当  
宮崎市橋通東1丁目9番10号

- 3 落札を決定した日  
令和4年11月16日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
富士電機 I Tソリューション株式会社 宮崎支店  
宮崎市江平西1丁目3番6号
  - 5 落札金額  
43,388,400円
  - 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和4年10月6日
- 

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年1月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る借入物品及び数量  
コンピュータ教室用端末等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当  
宮崎市橋通東1丁目9番10号
- 3 落札を決定した日  
令和4年11月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三保電機株式会社 宮崎支店  
宮崎市大塚町宮田2846番地2
- 5 落札金額  
137,874,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和4年10月13日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 設立届  
○政党の支部  
(□) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
参政党宮崎第3支部	吉 留 諒	日 高 輝 久	小林市野尻町東麓2658- 132	令和4年10月24日

○その他の政治団体  
(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
志楽会	田 浦 洋 志	田 浦 弘 子	宮崎市大字赤江1390番地8	令和4年10月11日
日高まさゆき後援会	日 高 真 之	日 高 真 之	児湯郡都農町大字川北3948の6	令和4年10月12日

坂田広亮後援会	坂 田 広 亮	坂 田 美 穂	児湯郡都農町大字川北4858番地 1	令和 4 年10月13日
明るく小林市政を考える会	岩 本 正 道	岩 本 正 道	小林市細野4156-5	令和 4 年10月17日
持原まさゆき後援会	持 原 将 之	持 原 千 恵 子	宮崎市生目台東5丁目6番地 1	令和 4 年11月 1 日
山下明彦後援会	山 下 明 彦	内 野 仁 敏	串間市大字西方 14783番地18	令和 4 年11月 7 日
宮崎県産業資源循環政治連盟	山 下 栄	永 友 万 博	宮崎市別府町3-1 宮崎日赤会館2F	令和 4 年11月 8 日
金丸ゆうた後援会	金 丸 勇 太	金 丸 真 架 人	宮崎市大瀬町5457	令和 4 年11月14日
松嶺勇一後援会	松 嶺 勇 一	川久保 金 夫	小林市野尻町紙屋4028	令和 4 年11月15日
竹村得生後援会	竹 村 得 生	竹 村 得 生	小林市南西方8410番地	令和 4 年11月21日
遼友会	前 田 遼	牧 野 修 一	延岡市北町1丁目1-4 エイルマン ション中央通1301	令和 4 年11月22日
たかはし由美後援会	高 橋 由 美	佐 藤 清 香	日向市大字財光寺3373番地 7	令和 4 年11月24日
松本俊二後援会	松 本 俊 二	橋 口 正	東諸県郡綾町大字南俣 450番地の 3	令和 4 年12月 1 日
ぼたたな	加 藤 広 大	加 藤 広 大	宮崎市橋通西5丁目1番29号八幡屋 ビル31号室	令和 4 年12月 2 日
原田いくみ後援会	原 田 慎 治	原 田 伊 久 美	延岡市浜町5119-10	令和 4 年12月 2 日
小川真(まこと)後援会	小 川 真	蘭牟田 真 悟	小林市堤3606-5	令和 4 年12月 5 日
成合しんや後援会	成 合 進 也	成 合 将 邦	日向市大字亀崎4丁目92番地	令和 4 年12月 6 日
黒木正文後援会	黒 木 良 昭	黒 木 優 子	児湯郡都農町大字川北6975番地 1	令和 4 年12月12日
本田としひろ後援会	本 田 利 弘	本 田 秀 利	宮崎市高岡町五町 518	令和 4 年12月13日
橋本律子後援会	菊 池 和 彦	東 條 泰 則	小林市真方1171-5	令和 4 年12月16日
山元ひろき後援会	山 元 博 樹	有 岡 浩 一	宮崎市高岡町浦之名 365-1	令和 4 年12月16日
帆足武男後援会	江 藤 文 彦	帆 足 武 男	日向市大王町1-52	令和 4 年12月22日
黒木雅由後援会	西 友三郎	黒 木 奈 賀 子	日向市亀崎東1丁目54番地 1	令和 4 年12月26日
黒木ただし後援会	黒 木 正	黒 木 正	日向市東郷町山陰丙1616番地 7	令和 4 年12月26日

## 2 異動届

## ○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
国民民主党宮崎県第1区総支部	黒 木 通 哲	主たる事務所の所在地	宮崎市大工1-11-25	宮崎市橋通東1-12-5 -1 コスモ橋東 202	令和 4 年 11月21日

## ○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
参政党宮崎県支部	今 村 幸 史	政治団体の名称	参政党宮崎県支部	参政党宮崎支部	令和 4 年 8月10日
市民と市政を繋ぐ会	吉 田 和 弥	主たる事務所の所在地	延岡市大門町 156番地	延岡市大門町97-1	令和 4 年 10月13日
		代 表 者	吉 田 和 弥	吉 田 和 也	
田村よしひろ後援会	田 村 祐 子	代 表 者	田 村 祐 子	藤 縄 豊	令和 4 年 11月24日
東諸政経会	斉 藤 初 見	代 表 者	斉 藤 初 見	日 高 守	令和 4 年 11月28日
松本てつや後援会	井 本 人 義	代 表 者	井 本 人 義	工 藤 良 長	令和 4 年 12月 1 日

		会 計 責 任 者	太 田 龍	松 谷 勝 希	
スーパークレイジー君 後援会	西 本 誠	主たる事務所の所在地	宮崎市宮崎駅東3-7-2 401号	宮崎市松橋2-7-21 202号	令和4年 12月2日
スーパークレイジー君 党 宮崎	西 本 誠	主たる事務所の所在地	宮崎市宮崎駅東3-7-2 401号	宮崎市松橋2-7-21 202号	令和4年 12月2日
スーパークレイジー君 宮崎	西 本 誠	主たる事務所の所在地	宮崎市宮崎駅東3-7-2 401号	宮崎市松橋2-7-21 202号	令和4年 12月2日
自治推進研究会	中 原 広 幸	代 表 者	中 原 広 幸	野 地 一 行	令和4年 12月19日
福田新一後援会	下 西 幸 和	代 表 者	下 西 幸 和	森 山 光 広	令和4年 12月23日

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党宮崎県参議院選挙区第1総支部	黒 田 奈 々	令和4年10月18日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
広瀬拓也後援会	松 下 信 慈	令和4年7月31日
参政党宮崎県支部	今 村 幸 史	令和4年8月20日
宮崎県藤井基之薬剤師後援会	小 山 明 俊	令和4年10月31日
白石よしもり後援会	大 崎 茂	令和4年11月8日
中岡延之後援会	中 岡 延 之	令和4年11月15日
A L L N O B E O K A	前 田 遼	令和4年11月22日
博友会	長 濱 博	令和4年11月30日

宮崎県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、資金管理団体の指定及び異動並びに資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
田 浦 洋 志	宮崎市議会議員	志楽会	宮崎市大字赤江1390番地8	令和4年10月11日
横 峯 良 郎	宮崎県知事	横峯良郎後援会	宮崎市阿波岐ヶ原町前浜4276-1018	令和4年10月17日
金 丸 勇 太	宮崎市議会議員	金丸ゆうた後援会	宮崎市大瀬町5457	令和4年11月14日
前 田 遼	延岡市議会議員	遼友会	延岡市北町1丁目1-4 エイルマ ンション中央通1301	令和4年11月22日
松 本 俊 二	綾町長	松本俊二後援会	東諸県郡綾町大字南俣 450番地の3	令和4年12月1日

2 異動届



## ○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
加 藤 正 博	宮崎県議会議員	加藤正博後援会	公職の種類	宮崎県議会議員	えびの市議会議員	令和4年11月29日
斉 藤 了 介	宮崎県議会議員	斉了会	公職の種類	宮崎県議会議員	宮崎市長	令和4年12月12日

## 3 資金管理団体でなくなった旨の届

## ○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
前 田 遼	ALL NOBEOKA	令和4年11月22日
長 瀨 博	博友会	令和4年11月30日

**雑 報**

令和4年度行政書士試験の合格者について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された令和4年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

令和5年1月26日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷 一 照

8910001 8910012 8910020 8910021 8910022 8910036  
 8910037 8910069 8910072 8910080 8910115 8910137  
 8910149 8910162 8910183 8910186 8910256 8910281

以上18名

--	--